

E Uにおける県産農産物販路開拓プロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

E Uにおける県産農産物販路開拓プロモーション業務

(2) 委託業務の内容

別紙「E Uにおける県産農産物販路開拓プロモーション業務」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託契約金額の上限

4,426,000 円（消費税及び地方消費税込）

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 5（2023）年 3 月 8 日（水）まで

2 応募資格

次の要件をすべて満たす者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと。
- (2) 参加表明日時点で、確定している決算を有していること。
- (3) 国税及び都道府県税を完納していること。ただし、日本拠点を持たない海外法人においては、本国において国税を完納していること。
- (4) 法令等により物品の販売、役務の提供に許可、資格、届出等が義務づけられているものについては、その許可を有していること。
- (5) 海外における農産物の輸送、販売又は販売促進活動を実施した実績があること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- (7) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。

3 募集日程

令和 4（2022）年 7 月 28 日（木）	業務委託の公募開始
8 月 1 日（月）午後 3 時まで	質問書の提出期限
8 月 4 日（木）まで	質問書への回答
8 月 10 日（水）午後 3 時まで	参加表明書の提出期限
8 月 18 日（木）午後 3 時まで	企画提案書の提出期限
8 月 24 日（水）	プロポーザル審査会
8 月 30 日（火）まで	選考結果通知

4 質問の受付及び回答

本要領や仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き次により質問書（様式 1）を提出することとする。

(1) 提出期限

令和4（2022）年8月1日（月）午後3時まで

(2) 提出先

栃木県農政部経済流通課 農産物ブランド推進班

栃木県宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁本館12階北西側

電話：028-623-2299 FAX：028-623-2301

電子メール：brand-yusyutu@pref.tochigi.lg.jp

(3) 提出方法

電子メールによること。

(4) 質問に対する回答

質問書の提出者に電子メールで回答するとともに、質問及び回答内容を本県ホームページにて公開する。

(5) 留意事項

本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

5 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書（様式2）に関係書類を添付して提出すること。

なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合には、令和4（2022）年8月16日（火）までに、辞退届（様式任意）を提出すること。

(1) 提出期限

令和4（2022）年8月10日（水）午後3時まで

(2) 提出先

本要領4（2）に掲げる場所

(3) 提出方法

持参、書留郵送又は電子メール（提出期限内必着）に限る。

(4) 提出書類

- ① 参加表明書（様式2）
- ② 事業者概要書（様式3）
- ③ 確認書（様式4）

6 企画提案書の提出

参加表明書の提出を行った者（以下「参加者」という。）は、次により企画提案書（様式5）に関係書類を添付して提出すること。

(1) 提出期限

令和4（2022）年8月18日（木）午後3時まで

(2) 提出場所

本要領4（2）に掲げる場所

(3) 提出方法

持参又は書留郵送（提出期限内必着）に限る。

(4) 提出書類

- ① 企画提案書（様式 5）
- ② 経費積算書（様式 6）
- ③ その他企画提案の参考となる資料

(5) 提出部数

9 部（正本 1 部、副本 8 部）

※副本については、参加者の社名が特定されないよう処理を施すこと。また、様式 5 の企画提案書の鑑文については、正本 1 部のみの提出でよい。

(6) その他

- ① 企画提案書提出期間後の書類の差し替えは認めない。（審査に影響を与えない軽微なものを除く。）
- ② 提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。
- ③ 提出された書類は返還しない。
- ④ 複数の企画提案書の提出は認めない。
- ⑤ 応募の際に要する経費やプロポーザル参加に要する経費等については参加者負担とし、県はこれらに係る経費について、一切支給しない。
- ⑥ プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- ⑦ 企画提案等の書類は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号）に基づく情報公開請求の対象となる。

7 審査に係る事項

(1) 審査方法

県が別に定める委員により組織された審査委員会が、企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、企画提案の内容及び事業の実施能力等について評価・採点し、委託候補者を選定する。

なお、参加表明書の提出者が多数の場合には、書類審査を実施し、その上位者のみを対象としてプロポーザル審査会を実施する場合がある。

(2) 審査基準

別添審査基準のとおり。

(3) プロポーザル審査会

① 開催日時

令和 4（2022）年 8 月 24 日（水）（予定）

② 開催方法

オンライン（CiscoWebex）による

③ プレゼンテーションの所要時間

1 参加者あたり 30 分（説明 20 分、質疑 10 分）以内

④ 注意事項

各参加者のプレゼンテーション開始時間及び招待 URL は、後日通知する。なお、事前に接続テストを行うことがある。

(4) 審査結果の通知

令和4（2022）年8月30日（火）までに、全ての参加者に対し文書で通知するとともに、選定された者の名称等を本県ホームページに掲載する。

（5）その他

選考委員会は非公開とし、結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

8 その他

（1）企画提案が採択された事業者等は、企画提案書の内容に基づき、県と業務履行に必要な協議を行う。なお、協議・調整の結果、企画提案内容及び金額等を変更する場合もある。

協議が整った後、委託候補者から改めて見積書を徴し、内容を精査の上、県と随意契約による委託契約を締結する。

協議が不調の際には、審査結果の上位の者から順に契約締結の協議を行う。

（2）次のいずれかの要件に該当する場合には、失格とする。

① 本要領において定める応募資格を満たさなくなった場合、又は応募資格を満たさないことが判明した場合。

② 提出書類やプロポーザルの内容に虚偽があることが判明した場合。

（3）本委託業務を第三者に一括して再委託することはできない。ただし、業務の一部を委託する場合は、県と協議の上、実施することができる。

（4）受託者が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づきその取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止等、個人情報の保護に努めるものとする。